大阪広域環境施設組合公金取扱金融機関事務取扱規程

制 定 平成27年4月1日 最近改正 令和5年12月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、地方自治法施行令第168条に規定する指定金融機関における、大阪広域環境施設組合(以下「組合」という。)の公金の出納に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

(公金の定義)

第2条 この規程において、公金とは歳計現金、歳入歳出外現金及び一時借入金をいう。 (証拠書類の保管)

- 第3条 指定金融機関における収納及び支払に関する証拠書類及び帳簿は、1年間保存しなければならない。
- 2 前項の証拠書類の保存期間は取り扱った日の属する年度の翌年度4月1日から起算するものとする。

(秘密の保持等)

第4条 指定金融機関は、公金の取扱いにあたり知り得た事項を漏らし、または他の目的に利用してはならない。

第2章 指定金融機関

第1節 通則

(公金の出納)

第5条 指定金融機関は、組合の普通預金口座に収納金を収納し、会計管理者の支払の通知によって公金の払出しをしなければならない。

第2節 収納

(組合の収納金)

第6条 組合の収納金は、使用料、手数料、財産収入、諸収入、補助金、分担金、負担金等とする。

(口座振替による収納手続)

第7条 口座振替による収納手続については別に定めるところによる。

第3節 支払

(窓口支払の手続)

- 第8条 指定金融機関は、会計管理者から支払の通知及び組合の公共料金にかかる納付書類を受けたときは、債権者に対し納付書類に記載された金額を支払うものとする。
- 2 前項の支払の通知は、払戻請求書(金融機関所定様式)で行う。
- 3 第1項の支払に必要な資金は、組合の普通預金口座から引き落とすものとし、請求書は徴しないものとする。

(口座振替の手続)

- 第9条 指定金融機関は、会計管理者より口座振替の支出に係る依頼(口座振替の内容を記録した電磁的記録媒体又は組合事務室内に設置しているパソコンを利用したデータ伝送及び金融機関所定様式の口座振替依頼書)を受けたときは、債権者が指定する金融機関に口座振替の手続をしなければならない。
- 2 前項の手続において、当該債権者の預金口座が不明の場合は、即刻会計管理者に口座振替不 能通知を書面により行い、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の指示は、会計管理者が発する会計管理者の公印を押捺した口座振替組戻・訂正依頼書 (金融機関所定様式)により行う。

第4節 預金

(公金の受入れ)

第10条 指定金融機関は、組合の公金を会計管理者の指示により普通預金口座に受け入れなければならない。

第5節 報告

(現金出納資料)

- 第11条 指定金融機関は、現金出納資料を備え、公金の収入額、支出額を把握しなければならない。
- 2 現金出納資料には、日々の収入額、支出額及びその残高並びに証券収入を記載しなければならない。

(公金出納日計表)

第12条 指定金融機関は、公金出納日計表1通を作成し、翌営業日に会計管理者に提出しなければならない。

なお、公金出納日計表については、現金出納資料に基づいて収入、支出及び残高の各欄に記入すること。

2 第1項に定める公金出納日計表について、指定金融機関が提供するインターネットバンキングサービス等により組合が同等の内容を確認できる場合は、提出を省略できるものとする。

第6節 雑則

第13条 指定金融機関は、公金取扱契約に規定する手数料の請求については、毎月、次のとおり行うこととする。

	取扱期間	請求月日 (当日が休業 日の場合は前 営業日)	請求者	請求先	請求書様式	手数料受領 日(当日が休 業日の場合 は前営業日)
公金取扱 手数料	各月1日 ~末日	翌月末日まで	指定金融機関	管理者	任意	請求後 30 日以内

(指定金融機関の帳簿)

- 第14条 指定金融機関は毎年度、次の帳簿により公金の出納を明らかにしなければならない。 なお、指定金融機関において、次の帳簿と同等の内容を確認できる帳簿等を備えている場合 は、作成を省略できるものとする。
 - (1) 公金出納日別管理簿(第2号様式)

(指定金融機関の諸表)

第15条 指定金融機関は、次の諸表を作成して会計管理者に提出しなければならない。 なお、第12条第2項の規定のとおり、指定金融機関が提供するインターネットバンキング サービス等により組合が同等の内容を確認できる場合は、提出を省略できるものとする。

(1) 公金出納日計表(第1号様式)

(協議事項)

第16条 この規程に定めのない事項に関しては、組合及び指定金融機関の協議により定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、令和5年12月28日から施行する。

様式一覧表

第1号様式 公金出納日計表

第2号様式 公金出納日別管理簿

会計管理者	課長	課長代理	担当係長	係員

	年 月 日		環境施設組合公	公金出納日計				
摘要		収入	支 出		組合口座		本日残高	(円)
		金 額 (円)	金 額	(円)			7.17.20	
収	一般会計				普通預金	(会計管理)		
支命	歳計外会計				普通預金	(歳計外)		
令書								
執行								
額	合 計				1	合 計		
公金出納額 (円)		前日残	本日収入	内証券収入	本日	支払		
는 중의	己のとおり出納しました。						年 月	日
上記	大阪広域環境施設組合 会計管理者 様			大阪広域環境施設組合指定金融機関				

第2号様式

大阪広域環境施設組合公金出納日別管理簿 年 月 日分 収入 支 出 摘要 本日残高 (円) 組合口座 金額(円) 金額(円) 一般会計 普通預金(会計管理) 収支命令書 歳計外会計 普通預金(歳計外) 執 行額 合 計 合 計 前日残 内証券収入 本日支払 本日収入 公金出納額(円)